

◎第2回曾於南部合併協議会において、次の1番から23番までを、合併協定項目(その1)として調整協議していくことが決まりました。

●合併協定項目とは

仮に合併するとした場合、構成町が現在行っているすべての事務事業等について調整(すり合わせ)が必要になります。

合併協議会では、どこまで具体的に調整するべきか、合併後のまちで決めるかを判断しながら特に住民生活に密着した事務事業などを何項目かに集約して各項目別に調整協議を行うことにしています。この項目を『協定項目』といいます。

協定項目は、必要に応じて変更される場合がありますし、項目についての協議結果は、合併の可否の判断材料にもなります。

合併協定項目 (その1)

◎自治体の存立に関わる基本的な事項

合併協定項目	
1	合併の方式
2	合併の期日
3	新市の名称
4	新市の事務所の位置

◎事務事業の一元化に関わる事項

合併協定項目	
5	財産の取扱い
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
8	地方税の取扱い
9	一般職の職員の身分の取扱い
10	特別職の職員の身分の取扱い
11	条例、規則等の取扱い
12	事務組織及び機構の取扱い
13	一部事務組合等の取扱い
14	使用料、手数料等の取扱い
15	公共的団体等の取扱い
16	補助金、交付金等の取扱い
17	町、字の区域及び名称の取扱い
18	慣行の取扱い
19	国民健康保険事業の取扱い
20	介護保険事業の取扱い
21	消防団の取扱い
22	自治会・行政連絡機構の取扱い
23	地域審議会の取扱い

